

「ポジティブリスト制度」施行に向けて事業者との意見交換会を開催

食品衛生法の改正により、本年5月29日から「残留農薬等のポジティブリスト制度」が施行され、食品中の残留農薬等の規制範囲が拡大されました。

そこで、本制度の内容と都の取組について関連する事業者の理解を深めることを目的に、生産部門を担当する産業労働局と連携して、意見交換会（リスクコミュニケーション）を開催しました。

1 開催日時・会場

平成18年5月22日（月曜日） 午後1時30分から午後4時30分まで
東京都庁都民ホール（東京都議会議事堂1階）

平成18年6月5日（月曜日） 午後1時30分から午後4時30分まで
大議場（都庁第一本庁舎5階）

2 内 容（講師担当）

(1) ポジティブリスト制度の概要

（健康安全研究センター多摩支所理化学研究科）

(2) 都の取組について

生産者への対応（産業労働局農林水産部食料安全室）

流通食品への対応（福祉保健局健康安全室食品監視課）

(3) 意見交換

3 対 象

東京都内のスーパー等小売業、食品の卸売業、製造業など食品関連事業者

4 実施結果

受講者数：507名（応募総数：707名）

- ・ 応募の際に、事前に質問、意見を記入してもらい、講習内容に反映させた。
- ・ 特に多く寄せられた質問事項については、QA形式で解説した後、会場から質問を受け付けた。
- ・ 事業者の取組状況について発言を求めたところ、参加者からも取組の状況について紹介があった。
- ・ 参加者から寄せられた質問をもとに、「ポジティブリスト制度Q & A」を作成し、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」に掲載